

環境にやさしい農業に取り組んで

みどり認定を 受けましょう！！

みどり認定に必要となる土壌診断を支援します！！

みどり認定のうち、化学肥料・化学農薬の低減および土づくりの取組については、**土壌診断結果の提出**が必要となります。

県では土壌診断を行い、診断結果に基づいたアドバイスを提供します。

（土壌診断の費用は**県が負担します※1**ので発生しません。）

※1 **1経営体で基本1ほ場分。**

ただし、水田と畑など土質が異なる場合、最大2ほ場分まで申請可能。

※2 本事業は**みどり認定の取得を支援するもの**であるため、**年度内にみどり認定の申請が必須**となります。

みどり認定とは？

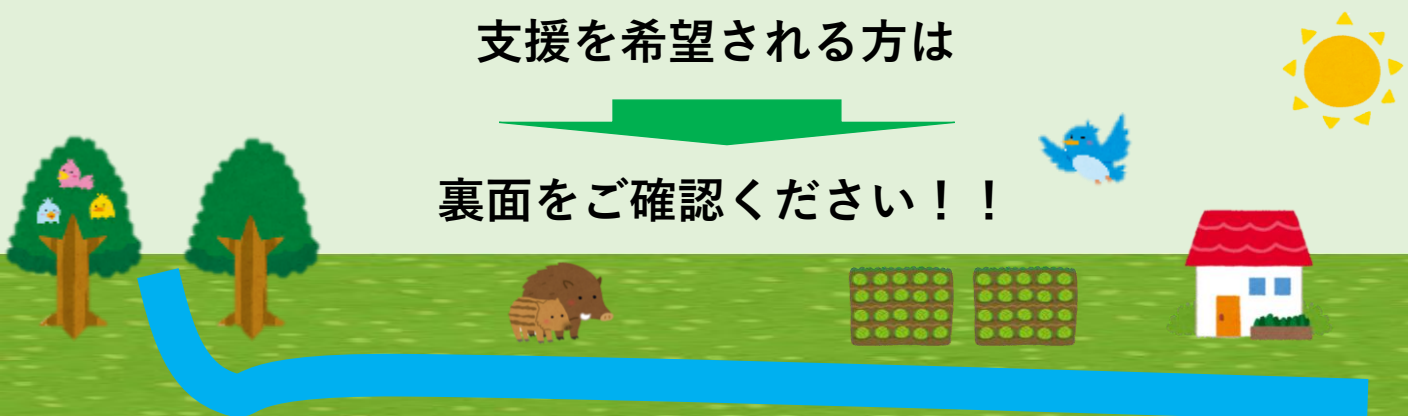
「みどりの食料システム法」に基づき、令和5年度からスタートした制度で**環境に配慮した農業に取り組む農業者を県が認定する**ものです。

みどり認定が要件になる交付金とは？！

令和9年度からの**新たな環境保全型農業直接支払交付金**では、「みどり認定」が要件になる予定です。現在、環境保全型農業直接支払交付金に取り組んでいる農業者は**早めに「みどり認定」の取得**をご検討ください！！

支援を希望される方は

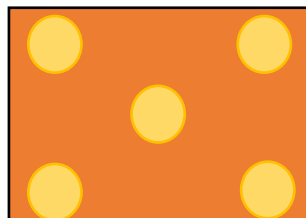
裏面をご確認ください！！



申込～結果のお知らせまでの流れ

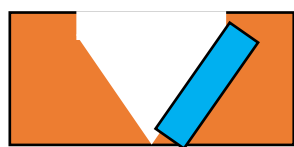
① 土壌のサンプリングと調整

【方法】



【取る場所】

は場の四隅と中心



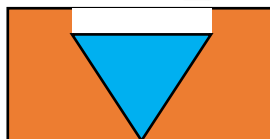
③ 穴の側面から
土をとる



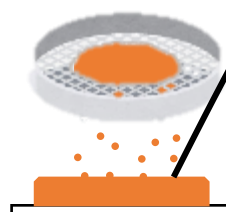
① 表面の土を除く



④ 5か所からとっ
た土を混ぜて新聞
の上などで乾かす



② 深さ10cm程度
の穴を掘る



⑤ 2mm目合いの篩にかけ
て袋に100 g 程度入れる。



② 土壌サンプルの持ち込みと申請書の作成

【各農業改良普及センターへ】

採土した土壌サンプルと作成した申込書を最寄りの普及センターに持ち込み、提出してください。

※分析できる土壌サンプルは1経営体あたり基本1サンプルです。

申込期間 **（2回目）：11月4日（火）から11月21日（金）**

③ 分析機関による分析

④ 普及指導員による結果のお知らせと改善の提案

【土壌診断後は…】

みどり認定の申請を行ってください。

※本事業はみどり認定の取得を支援するものであるため、**年度内の申請が必須**となります。

【本制度に関するお問合せ先】

香川県農政水産部農業経営課 TEL：087-832-3411

もしくは、お近くの農業改良普及センターまで